令和８年11月17日
記者会見資料
教育委員会事務局総務課

第四次長野市教育振興基本計画(案)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)の実施について

教育委員会事務局総務課

（１）計画策定の趣旨

- 長野市教育の目指す姿の実現を図るため、教育の基本的な方針や講ずべき施策を体系的に定めることにより、教育施策の推進を図るもの
- 「第三次長野市教育振興基本計画」（令和４年度～令和８年度）の計画期間終了に伴い、第四次計画として策定するもの

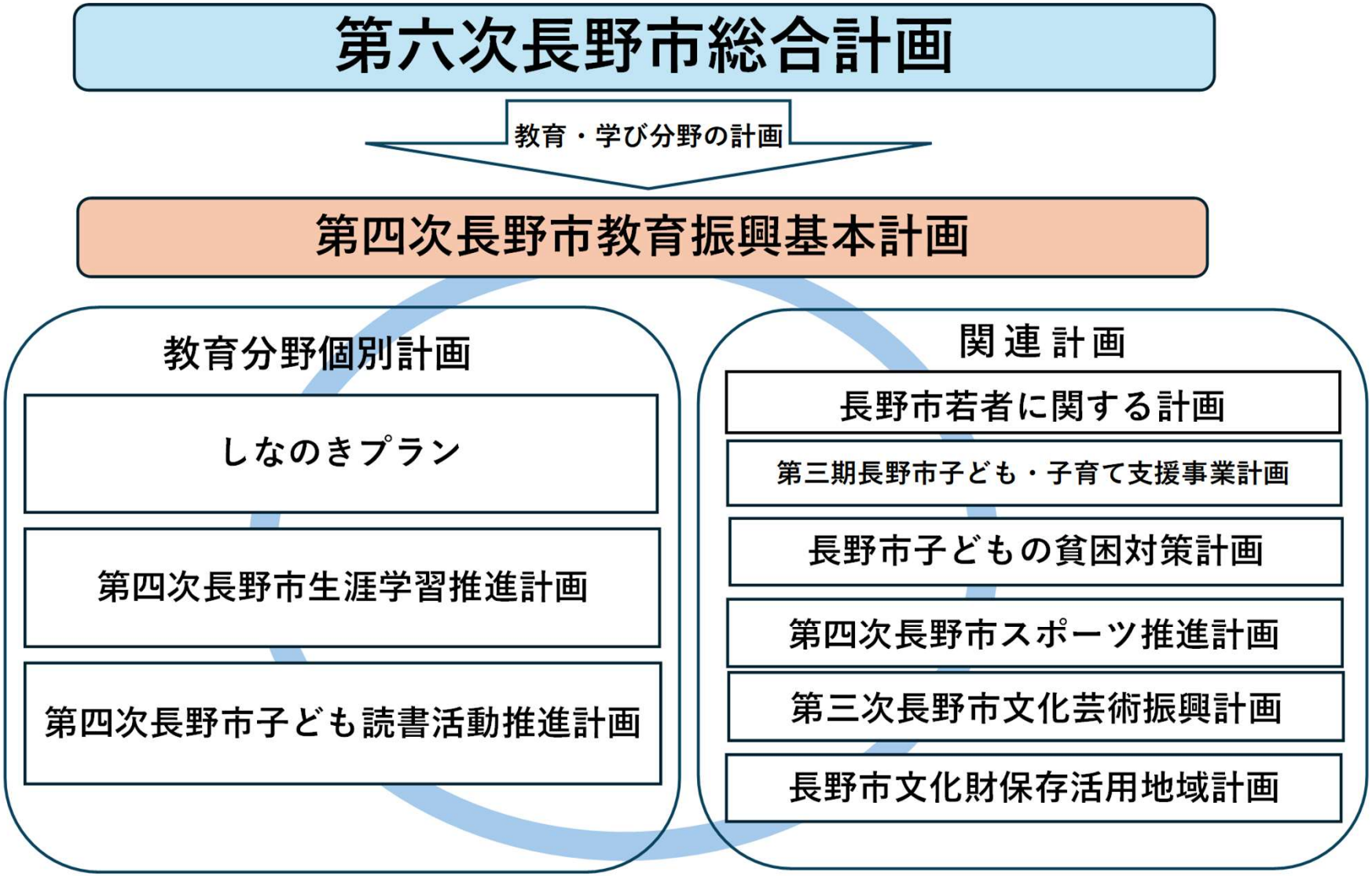
（２）計画期間

令和９年度から令和13年度までの５年間

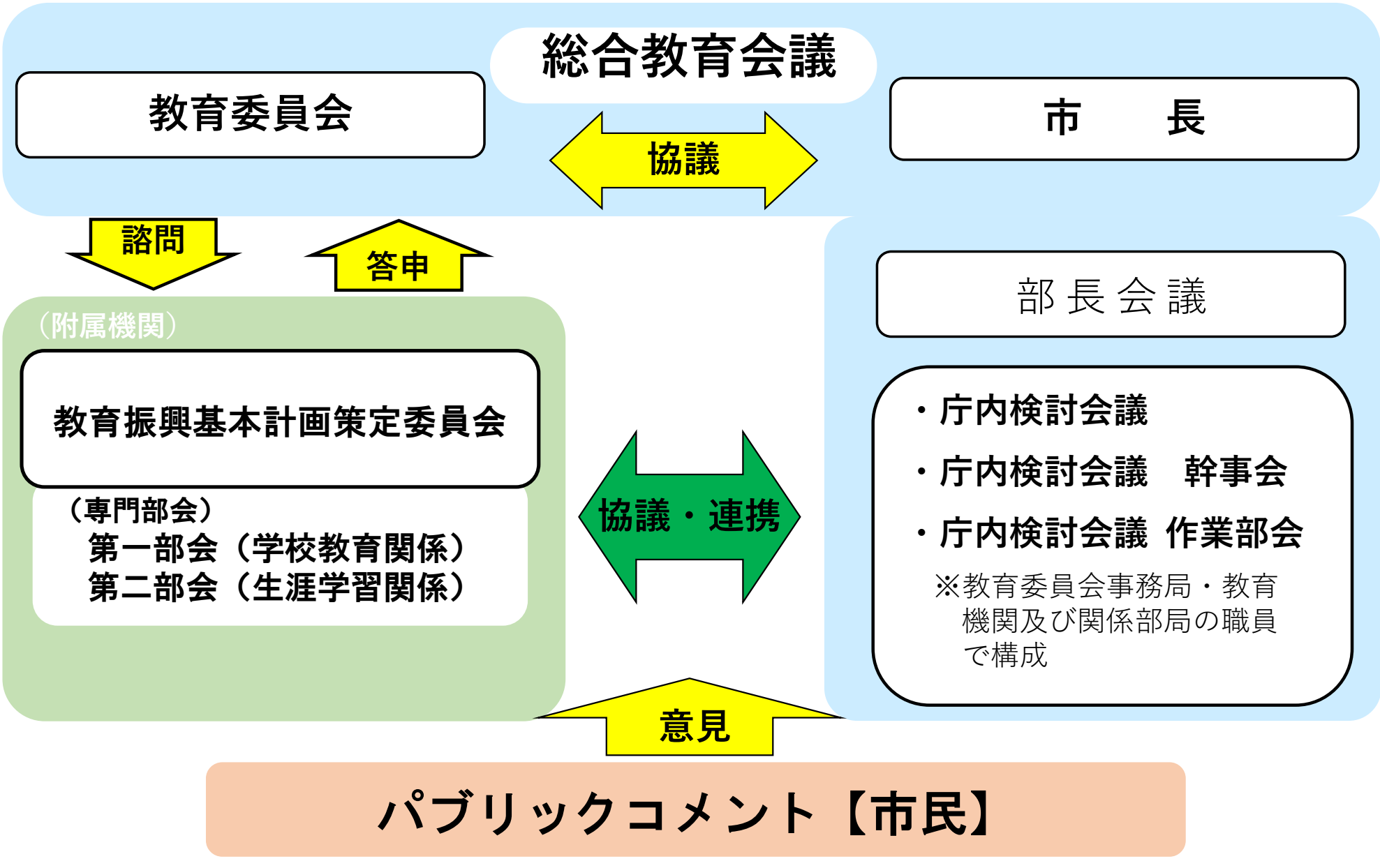
（３）計画の位置づけ

教育基本法第17条第２項の規定に基づき、長野市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３の規定に基づく「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とする

第四次長野市教育振興基本計画と関連する主な計画等



（４）計画の策定体制


総合教育会議
教育委員会
協議
市　　長
諮問
答申
（附属機関）
教育振興基本計画策定委員会
（専門部会）
第一部会（学校教育関係）
第二部会（生涯学習関係）
協議・連携
部長会議
・庁内検討会議
・庁内検討会議　幹事会
・庁内検討会議　作業部会
※教育委員会事務局・教育機関及び関係部局の職員で構成
意見
パブリックコメント【市民】

（5）長野市教育の基本理念

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は　市民の皆様とともに
広い視野から　思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操　創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に　誇りを抱き
明日を拓くための　深く豊かな人間性の実現をめざします

（6）教育を取り巻く社会的背景と課題

◇人口減少と少子高齢化の進行

人口減少、少子・高齢化が進み、将来さらに人口が減少していくことが見込まれる中、人口構造の変化は、児童生徒数や学校規模、地域ごとの教育環境に影響を及ぼしている。本市おいては、各地域や学校の実情に応じた教育環境の整備を進めるとともに、持続可能で充実した教育の推進が重要であり、学校・家庭・地域等が連携しながら、地域の特性を生かしつつ、多様な学びを支える教育環境づくりが求められている。

◇ＡＩ・ＤＸの進展に対応した学びの充実

誰もが情報を収集・整理・発信しやすくなる中、情報を適正かつ適切に、責任を持って収集・整理・分析・発信する情報活用能力を育成することが重要である。学校ではICTを活用した学びが進んでおり、今後は「デジタル」の利便性と「リアル」な体験を組み合わせながら、子どもたちが自ら学びを調整し、協働して課題解決に取り組む力を育むとともに、教職員の指導力向上や支援体制の充実が求められている。

◇多様な子どもたちを包み込む教育の推進

多様性を尊重するダイバーシティの観点に立った教育の推進がますます重要になっている。学校では、様々な配慮や支援を必要とする子どもたちに対して、きめ細やかな支援を行うことが大切であり、特に不登校支援では、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場を確保しながら、学びや社会とのつながりを支えていく視点が重要である。

こうした取組を進めるためには、インクルーシブ教育の考え方を踏まえた合理的配慮の充実、切れ目のない支援体制づくり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を生かすとともに、学校・家庭・福祉・医療等の関係機関が連携・協働し、子ども一人一人の状況に応じた支援の充実が求められている。

◇子どもたちを中心とした教育の質の向上

予測困難な時代においては、自ら課題を見いだし、多様な他者と協働しながら、よりよい解決策をつくり出す力を育むことが重要である。また、自学自習の資質・能力を各学校において意図的かつ継続的に育成することが求められている。

◇教職員の資質・能力の向上と働きやすさ・働きがいの両立

教育を取り巻く環境の変化に伴い、教職員には子どもの主体的な学びを支え、多様なニーズに応える役割がより一層重要になっている。その役割を果たすため、教職員一人一人の専門性を高め続けることができる研修・支援体制の充実が大切である。

あわせて、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、誇りを持って働けるよう業務量の適切な管理と業務の見直し、協働できる組織体制の構築、健康確保措置の充実、研修環境の整備を一体的に進め、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることが求められている。

◇生涯学習・社会教育の推進と家庭・地域と連携した教育の充実

社会や生活様式の変化に伴い市民の学習ニーズは多様化しており、誰もが生涯を通じて学べる学習機会の充実が大切であり、また、学びを通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりが循環していく環境づくりが重要である。

保護者が安心して子育てや家庭教育に取り組めるよう、必要な支援を充実させるとともに、世代を超えて交流し、様々な体験を通して成長できる機会を広げていくことが重要である。学校・家庭・地域と行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働し、社会全体で子どもの学びと育ちを支える環境を整備することが求められている。

（7）子どもの権利を基盤とした教育の推進

「こども基本法」と「長野市子どもの権利条例」の制定を受け、これらの法令や条例の理念を教育施策の基盤に位置付け、子ども自身が意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を尊重して施策へ適切に反映する必要がある。

本計画の策定に当たっては、子どもたちとの意見交換やアンケート調査を実施し、その意見を計画の基本的方向や施策の検討に生かした。

（8）計画の管理と評価

本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、各施策の取組状況や成果を把握し、点検評価を実施する。その結果を踏まえ、課題を明らかにするとともに、必要に応じて施策や事業の改善を行う。

点検・評価の結果については、報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することで市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

（９）第四次計画の主な施策　（基本的方向１）

子どもたちの明日を拓く力を育成する環境づくりの推進

人口減少や少子化、AI等のデジタル技術の進展など、社会が大きく変化する時代において、基礎学力の定着や地域の特色を生かした学習を充実させるとともに、子どもたち一人一人の「好き」を育み、「得意」を伸ばしながら、自ら学び続ける資質・能力を育成します。

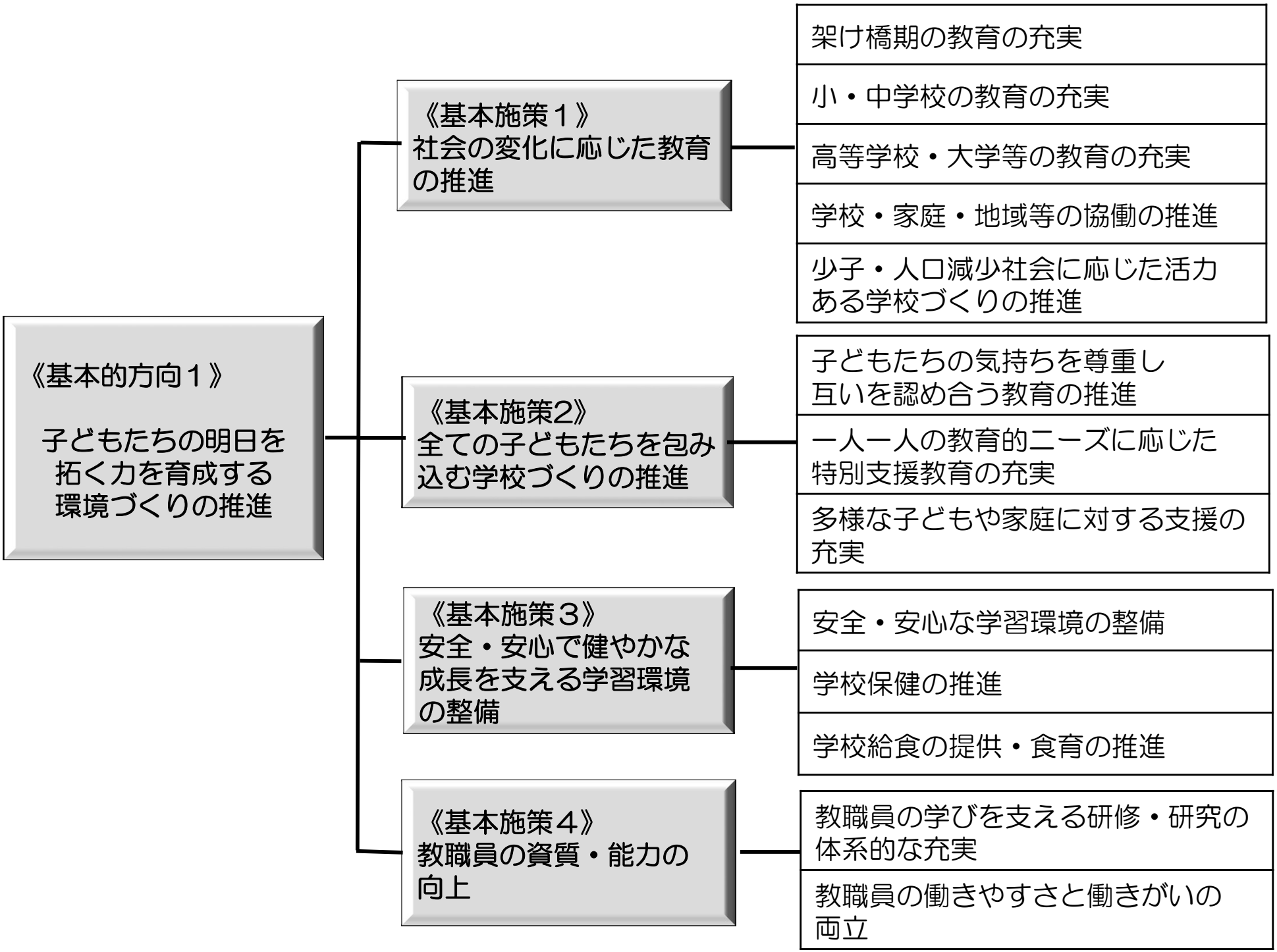
幼稚園・保育所・認定こども園から小・中・高等学校までの発達段階に応じたきめ細かな教育を基盤として、幼保小の円滑な接続をはじめとする切れ目のない連携を進めるとともに、学校・家庭・地域等の協働のもと、主体的・対話的で深い学びを推進します。

生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする力及び豊かな人間性の涵養を図り、子どもたちの明日を拓く力を育みます。

子どもたちの声や個性、教育的ニーズを尊重し、多様な子どもたちが互いに認め合い、共に学ぶ包摂的な学校づくりを推進します。

安全・安心で健やかに成長できる環境整備を進めるとともに、少子・人口減少社会に応じた学校づくりを進めます。

このような教育を支える教職員に対する研修を充実し、資質・能力の向上を図るとともに、働きやすさと働きがいの両立を進めることで、子どもたちと向き合う時間を確保し、質の高い教育の実現を目指します。


《基本的方向１》
子どもたちの明日を拓く力を育成する環境づくりの推進
《基本施策１》
社会の変化に応じた教育の推進
架け橋期の教育の充実
小・中学校の教育の充実
高等学校・大学等の教育の充実
学校・家庭・地域等の協働の推進
少子・人口減少社会に応じた活力ある学校づくりの推進
《基本施策2》
全ての子どもたちを包み込む学校づくりの推進
子どもたちの気持ちを尊重し互いを認め合う教育の推進
一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
多様な子どもや家庭に対する支援の充実
《基本施策３》
安全・安心で健やかな成長を支える学習環境の整備
安全・安心な学習環境の整備
学校保健の推進
学校給食の提供・食育の推進
《基本施策４》
教職員の資質・能力の向上
教職員の学びを支える研修・研究の体系的な充実
教職員の働きやすさと働きがいの両立

第四次計画の主な施策　（基本的方向２）

社会参画と生涯学習の環境づくりの推進

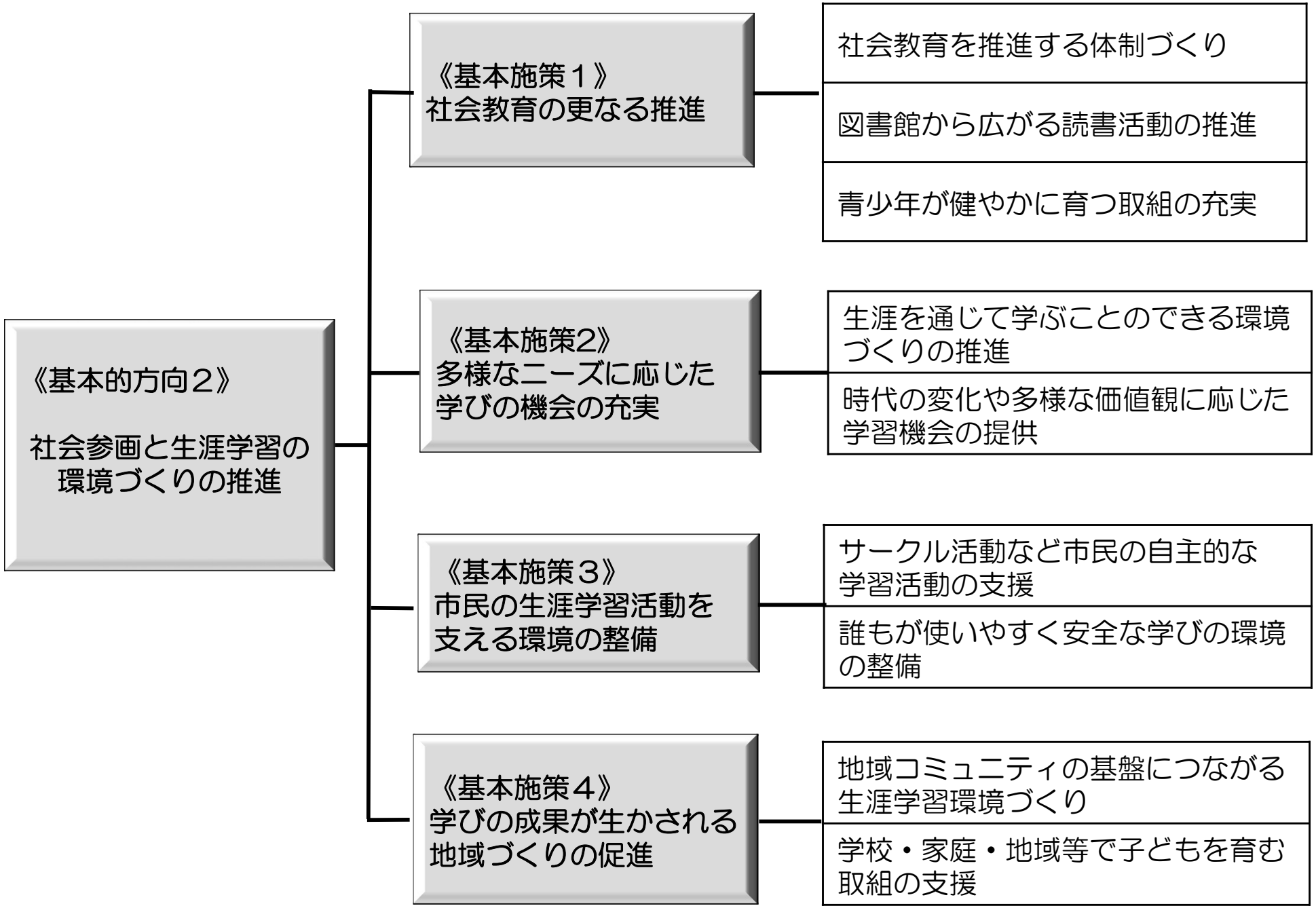
興味関心によって知らないことを知り、できないことができるようになる「学び」は、喜びをもたらし、心の豊かさと生きることの充足を与えてくれます。

子どもたちには、学校・家庭・地域等での生活や様々な体験が、健やかな成長を支える大切な「学び」となっています。

「人生100年時代」のウェルビーイングの実現のためには、一人一人が生涯にわたり、より良い学びを続けられることが重要であり、この学びの継続が、本市の教育理念である、深く豊かな人間性の実現へとつながるものであります。

自らの興味関心を起点とする生涯学習は、本質的には「自分のため」に行われる活動ではありますが、学習活動を通じ人と人とのつながりが生まれ、そのつながりは、地域コミュニティの基盤となっていきます。

生涯学習の環境づくりとあわせ、個の生涯学習が、人と人とのつながりを通じて、社会に還元されていく環境づくりを目指します。


《基本的方向２》
社会参画と生涯学習の環境づくりの推進
《基本施策１》
社会教育の更なる推進
社会教育を推進する体制づくり
図書館から広がる読書活動の推進
青少年が健やかに育つ取組の充実
《基本施策2》
多様なニーズに応じた学びの機会の充実
生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりの推進
時代の変化や多様な価値観に応じた学習機会の提供
《基本施策３》
市民の生涯学習活動を支える環境の整備
サークル活動など市民の自主的な学習活動の支援
誰もが使いやすく安全な学びの環境の整備
《基本施策４》
学びの成果が生かされる地域づくりの促進
地域コミュニティの基盤につながる生涯学習環境づくり
学校・家庭・地域等で子どもを育む取組の支援

（10）パブリックコメントの実施について

◆募集期間　令和８年１２月１日（火）から令和８年12月28日（月）まで

◇計画（案）の閲覧及び「意見用紙」配布窓口

教育委員事務局会総務課、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館・市交流センター
長野市生涯学習センター、市ホームページ、各市立図書館

◇意見の提出方法（いずれも所定の様式「意見書様式」にて提出

●市ホームページの「ながの電子申請サービス」、持参、郵送、ファクシミリ
提出先：教育委員会事務局総務課及び各支所、各市立公民館・市交流センター
長野市生涯学習センター、各市立図書館

◇意見等の公表

提出いただいた意見等への個別の回答は行わない。
後日、検討結果を市ホームページなどで公表する。

今後の予定

月日	スケジュール内容
１月上旬	パブリックコメントの意見検討
中旬	長野市教育振興基本計画策定委員会答申
2月上旬	計画決定　【総合教育会議・教育委員会・部長会議】
中旬	市議会報告
4月	第四次長野市教育振興基本計画スタート